

# 美祢市男女共同参画しあわせプラン

～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～



最優秀作品（成進高等学校 藤倉璃子さん）

令和8年3月  
美 祢 市

## プランの基本理念

# ～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～

## プランの位置づけ

本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)」であるとともに「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」です。また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。また、本プランは「第二次美祢市総合計画(後期計画)」との整合及び「美祢市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。



### 男女共同参画社会基本法

・社会のあらゆる分野で、男女が対等に参画するための基本理念と責務を定めた土台となる法律。



### 女性活躍推進法

・働く場面で活躍したいと希望するすべての女性が、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための法律。



### DV防止法

・配偶者(事実婚や元配偶者含む)からの暴力被害者を保護し、支援するための法律。



### 困難女性支援法

・性被害や生活困窮など、様々な困難を抱える女性の福祉増進と包括的自立支援を定める法律(令和4年成立)。

## プランの期間

本プランの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

## プランの内容



## 基本目標1：人権の尊重と男女共同参画の推進

男女共同参画意識の浸透に向けて、一人一人の個性を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、人権と男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本施策	取組名	担当課
① 人権の尊重・男女共同参画の意識づくり	広報・啓発の推進	福祉課
	メディア・リテラシー意識の啓発	福祉課 関係各課
	人権教育・男女共同参画のリーダー養成	生涯学習スポーツ推進課 福祉課
	意識改革の促進	福祉課
② 学びの場における男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発	福祉課
	地域・学校における学習機会の提供	学校教育課 福祉課 生涯学習スポーツ推進課

## 基本目標2：働く場における男女共同参画の推進 (美祢市女性活躍推進計画)

働く場において、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

基本目標2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本施策	取組名	担当課
③ 雇用の機会均等と労働条件の向上	育児・介護休業制度や柔軟な働き方の普及啓発	商工労働課 総務課
④ 誰もが働きやすい就労環境の整備促進	ハラスメント防止対策の推進	商工労働課 総務課
	家族経営協定締結に関する周知と女性新規農業就業者支援	農林課
	女性の労働に対する意識改革の促進	商工労働課

## 基本目標3:あらゆる場における女性活躍の推進 (美祢市女性活躍推進計画)

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

基本目標3を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本施策	取組名	担当課
⑤ 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	審議会等委員への女性登用の促進	関係各課 (福祉課)
	意思決定過程への女性の参画拡大	総務課
⑥ 企業や各種団体における女性活躍の促進	女性の登用や人材育成の促進	商工労働課

## 基本目標4:ライフ・ワーク・バランスの推進 (美祢市女性活躍推進計画)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組めます。

基本目標4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

基本施策	取組名	担当課
⑦ ワーク・ライフ・バランスの理解促進	企業等を対象とした啓発の推進	福祉課
	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	商工労働課
⑧ 共働き・共育での実現に向けた仕事と育児の両立支援	子育て支援の充実	健康増進課 子育て支援課 生涯学習スポーツ推進課
⑨ 仕事と介護の両立支援	性別にとらわれない介護への参加促進	福祉課

アンコンシャス・バイアス  
(無意識の思い込み)



意味：過去の経験や知識、周囲の意見などから形成される、自分では気づいていない「物事の見方・捉え方の偏り」。  
影響：誰もが持っているものですが、知らず知らずのうちに性別による差別や区別を生む原因になります。

LGBT  
(性的マイノリティ)



意味：性的な少数者を表す言葉。

- ・L: レズビアン (女性同性愛者)
- ・G: ゲイ (男性同性愛者)
- ・B: バイセクシュアル (両性愛者)
- ・T: トランスジェンダー (身体の性と心の性が一致せず違和感を持つ人)

# 基本目標5：ジェンダーに基づくあらゆる暴力の 防止・根絶に向けた取組の推進

(美祢市 DV 防止基本計画・美祢市困難女性支援基本計画)

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本目標5を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

基本施策	取組名	担当課
⑩ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない意識づくり	ジェンダーに基づくあらゆる暴力に関する情報や学習機会の周知	福祉課 学校教育課
⑪ きめ細かな相談支援の充実	相談体制の充実	福祉課

## 支援ネットワーク・相談窓口



**配偶者からの暴力(DV)  
に関する相談**

山口県男女共同参画相談センター

**083-901-1122**

DVホットライン 緊急用

**0120-238122**

美祢市 市民福祉部福祉課

**0837-52-5227**



**性犯罪被害等の相談**

やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお

**083-902-0889**

県警レディース・サポート110

**#8103** または

**0120-37-8387**

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は厳守されます。

**DV (ドメスティック・  
バイオレンス)**



意味：配偶者やパートナー、恋人などから振られる暴力のこと。

多様な形態：「殴る・蹴る」などの身体的暴力だけでなく、大声で怒鳴る(精神的)、生活費を渡さない(経済的)、交友関係を制限する(社会的隔離)、子どもを巻き込むなど、様々な形があります。

**デートDV**



意味：若年層を中心とした、交際相手から振られる暴力。

実態：相手の行動を縛る、スマホを勝手に見る、性行為を強要するなど。親密な関係でも暴力は決して許されません。

# 基本目標6:誰もがいきいきと安心して暮らせる まちづくりの推進

(美祢市 DV 防止基本計画・美祢市困難女性支援基本計画)

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。また、地域福祉や国際交流の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

さらに、性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援を推進します。

基本目標6を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

基本施策	取組名	担当課
⑫ 地域活動における男女共同参画の推進	地域活動における女性の参画拡大	関係各課 (地域振興課) (生涯学習スポーツ推進課)
⑬ 防災分野における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点による防災体制の構築	総務課 消防本部
⑭ 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	がん対策・生活習慣病予防の推進	健康増進課 市民課 病院事務局
⑮ 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	多様なニーズに対応できる支援体制の構築	福祉課
	相談窓口の周知と予防啓発	福祉課
⑯ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	高齢者の社会参加や生きがいの促進	福祉課 商工労働課
	障害者福祉の推進	福祉課
	多文化共生のまちづくりの推進	行政経営課

## セクシュアルハラスメント (セクハラ)



意味：相手が望まない性的な言動により、就業環境や学業環境を著しく悪化させること。

ポイント：男性から女性へだけでなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的嫌がらせもセクハラとみなされます。

## パワーハラスメント (パワハラ)



意味：職場における優越的な関係(立場や権力)を利用し、業務上必要な範囲を超えた言動で、受け手に身体的・精神的苦痛を与える行為。

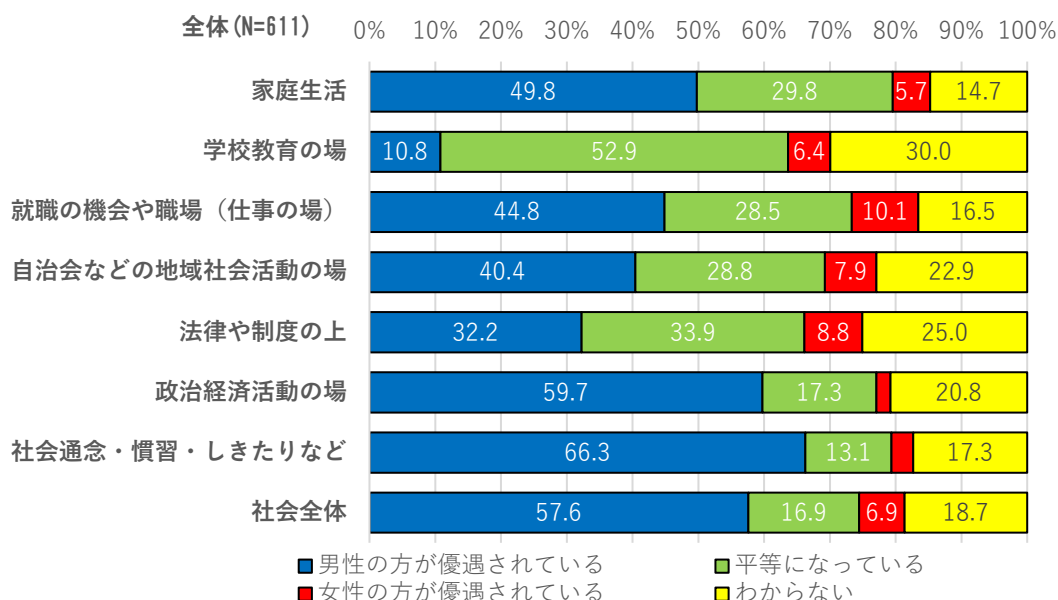
影響：労働者の意欲低下やメンタルヘルス不調を引き起こす深刻な人権侵害です。



## 数値目標の設定(抜粋)

基本 施策	評価項目	現状値 (令和7年度)	目標値 令和12年度	把握方法
<b>【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進</b>				
1	人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	607人	650人	生涯学習 スポーツ 推進課
<b>【基本目標2】働く場における男女共同参画の推進(美祢市女性活躍推進計画)</b>				
4	やまぐち農林漁業ステキ女子登録者数(累計)	13人	15人	農林課
<b>【基本目標3】あらゆる場における女性活躍の推進(美祢市女性活躍推進計画)</b>				
5	市の審議会等における女性委員の割合	29.3% (令和6年度)	33%	関係各課 (福祉課)
<b>【基本目標4】ワーク・ライフ・バランスの推進(美祢市女性活躍推進計画)</b>				
8	育児学級の参加率	32.7% (令和6年度)	33.3%	健康増進課
<b>【基本目標5】ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取組の推進(美祢市DV防止基本計画)(美祢市困難女性支援基本計画)</b>				
11	困難な問題を抱えどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	26.2%	10%	市民 アンケート
<b>【基本目標6】誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくりの推進(美祢市困難女性支援基本計画)</b>				
14	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	8.7% (令和6年度)	12%	健康増進課

## 男女の平等意識 (市民アンケート結果より)



特に「政治経済活動の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」で、「男性優遇意識」の割合が、高くなっています。一方、「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高くなっています。





優秀作品（美東中学校 栗栖夕依さん）

発行：令和8年3月

発行者：美祢市市民福祉部福祉課 男女共同参画推進室

住所：〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

電話：0837-52-5227

FAX：0837-52-1490

E-Mail：fukushi@city.mine.lg.jp